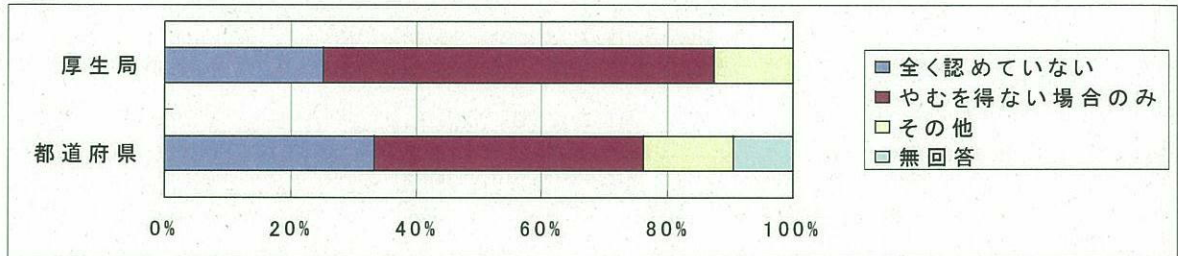


## 第4 施設及び設備に関すること

### 1 施設の配置について

#### ア 施設の同一施設内設置に関する指導状況

施設及び設備について、「同一敷地内に整備するよう指導」している厚生局は2件(25.0%)、都道府県は7県(33.3%)となっており、「やむを得ない場合は分設を認める」と指導している厚生局5件(62.5%)、都道府県は、9件(42.9%)となっている。

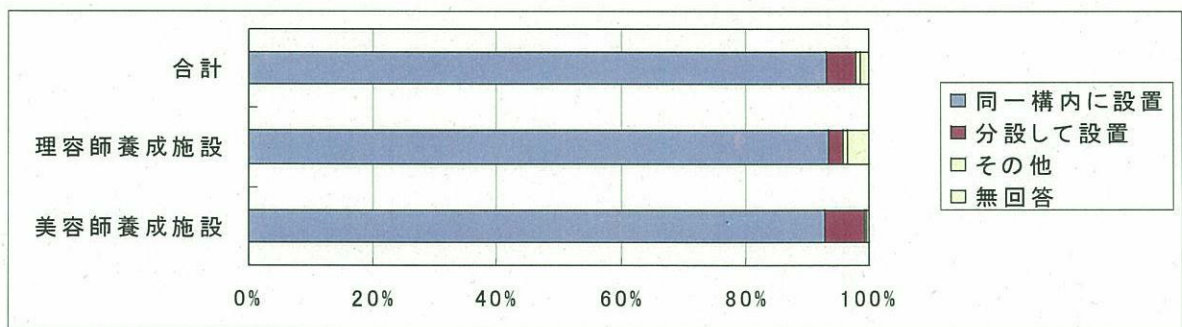


なお、「やむを得ない」と判断する要件は、以下のとおりとなっている。

厚生局	都道府県
<ul style="list-style-type: none"> <li>○定員の変更増</li> <li>○授業の合間の移動において、授業計画及び校舎間の距離等を考慮して支障がないと判断される場合</li> <li>○移動手段が確実である場合</li> <li>○学生に対する授業の実施に問題がなければ認める</li> <li>○定員増で施設を拡張する場合で土地が狭隘であり拡張が困難な場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生局と協議して判断</li> </ul>

#### イ 施設の同一敷地内の設置状況

養成施設では、「同一校内に設置」は321件(92.8%)、「分設して設置」は18件(5.2%)となっている。



なお、施設を分設して配置している理由は、以下のとおりとなっている。

理容師養成施設	美容師養成施設
<ul style="list-style-type: none"> <li>○立地面積上</li> <li>○手狭のため</li> <li>○敷地が飛び地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○立地面積上</li> <li>○立地条件のよい場所で行う方が効果的</li> <li>○土地の確保が困難</li> <li>○寮を校舎に新設</li> <li>○学科棟と実習棟を設置</li> <li>○敷地が飛び地</li> </ul>